

平成30年 第5回斜里町議会定例会会議録（第2号）

平成30年12月13日（木曜日）

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 平成30年度決算審査特別委員会審査報告
【平成30年9月13日付託 認定第1号～認定第8号】
日程第3 発委第 2号 斜里町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
について
日程第4 発委第 3号 斜里町議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第5 発委第 4号 議会定例会条例の制定について
日程第6 発委第 5号 斜里町議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第7 議案第71号 斜里町へき地保育所条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第72号 斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者
負担に関する条例の一部を改正する条例について

◎出席議員（14名）

1番 佐々木 健 佑 議員	2番 若 木 雅 美 議員
3番 大 瀬 昇 議員	4番 宮 内 知 英 議員
5番 櫻 井 あけみ 議員	6番 久 保 耕一郎 議員
7番 久 野 聖 一 議員	8番 小笠原 宏 美 議員
9番 桂 田 鉄 三 議員	10番 海 道 徹 議員
11番 今 井 千 春 議員	12番 須 田 修一郎 議員
13番 金 盛 典 夫 議員	14番 木 村 耕一郎 議員

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

馬 場 隆	町 長
阿 部 義 則	副 町 長
村 田 良 介	教 育 長
小 林 鋼 一	代 表 監 査 委 員
島 田 秀 一	農 業 委 員 会 会 長

北	雅	裕	総務部長
馬	場	龍哉	民生部長
塚	田	勝昭	産業部長
芝	尾	賢司	国保病院事務部長
岡	田	秀明	教育部長
百々	典	男	会計管理者
伊	藤	智哉	企画総務課長
鹿	野	能準	財政課長
茂	木	公司	税務課長
高	橋	正志	ウトロ支所長
増	田	泰	環境課長
島	津	勝景	総務部参事
大	野	信也	住民生活課長
高	橋	佳宏	保健福祉課長
鹿	野	美生子	こども支援課長
高	橋	誠司	農務課長、農業委員会事務局長
平	田	和司	水産林務課長
河	井	謙	商工観光課長
荒	木	敏則	建設課長
榎	本	竜二	水道課長
菊	池	勲	生涯学習課長
村	上	隆広	博物館長
佐々	木	剛志	公民館長
南	出	康弘	図書館長
村	上	和志	選挙管理委員会・公平委員会事務局長、監査委員書記

◎議会事務局職員

阿	部	公男	事務局長
竹	川	彰哲	議事係
鶴	巻	美奈	書記

午前10時00分開会

◇ 開議宣告 ◇

●木村議長 おはようございます。散会前に引き続き、会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●木村議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により須田議員、金盛議員を指名いたします。

午前10時00分

◇ 平成30年度決算審査特別委員会審査報告 ◇

●木村議長 日程第2、平成30年度決算審査特別委員会に付託した、認定第1号から認定第8号までの審査報告を求めます。平成30年度決算審査特別委員会大瀬委員長。

●大瀬委員長 (認定第1号～認定第8号 内容説明 記載省略)

●木村議長 委員長の報告が終わりました。委員長の報告は、いずれも認定であります。

委員長の報告について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 これをもちまして、委員長報告についての質疑を終結いたします。

◇ 認定第1号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、認定第1号から認定第8号について、討論採決を行います。

はじめに、認定第1号、平成29年度斜里町一般会計歳入歳出決算認定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、認定第1号について、採決を行います。認定第1号について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって認定第1号については、認定と決定いたしました。

◇ 認定第2号討論・採決 ◇

●木村議長 次に、認定第2号、平成29年度斜里町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、認定第2号について、採決を行います。認定第2号について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。

よって認定第2号については、認定と決定いたしました。

◇ 認定第3号討論・採決 ◇

●木村議長 次に、認定第3号、平成29年度斜里町国立公園内森林保全事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、認定第3号について、採決を行います。認定第3号について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。

よって認定第3号については、認定と決定いたしました。

◇ 認定第4号討論・採決 ◇

●木村議長 次に、認定第4号、平成29年度斜里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、認定第4号について、採決を行います。認定第4号について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。

よって認定第4号については、認定と決定いたしました。

◇ 認定第5号討論・採決 ◇

●木村議長 次に、認定第5号、平成29年度斜里町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、認定第5号について、採決を行います。認定第5号について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。

よって認定第5号については、認定と決定いたしました。

◇ 認定第6号討論・採決 ◇

●木村議長 次に、認定第6号、平成29年度斜里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、認定第6号について、採決を行います。認定第6号について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。

よって認定第6号については、認定と決定いたしました。

◇ 認定第7号討論・採決 ◇

●木村議長 次に、認定第7号、平成29年度斜里町病院事業会計決算認定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、認定第7号について、採決を行います。認定第7号について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。

よって認定第7号については、認定と決定いたしました。

◇ 認定第8号討論・採決 ◇

●木村議長 次に、認定第8号、平成29年度斜里町水道事業会計決算認定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、認定第8号について、採決を行います。認定第8号について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。

よって認定第8号については、認定と決定いたしました。

午前10時08分

◇ 発委第2号～発委第5号 ◇

●木村議長 日程第3、発委第2号、斜里町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてから日程第6、発委第5号、斜里町議会会議規則の一部を改正する規則についてまでの4件を、一括議題といたします。まず、発委第2号、3号について内容の説明を求めます。議会運営委員会久保委員長。

●久保委員長 (発委第2号～発委第3号 内容説明 記載省略)

●木村議長 次に発委第4号、5号について、議会運営委員会 大瀬副委員長。

●大瀬副委員長 (発委第4号～発委第5号 内容説明 記載省略)

◇ 発委第2号質疑 ◇

●木村議長 内容説明が終わりました。発委第2号から、発委第5号まで、順次、質疑を受けます。はじめに、発委第2号、斜里町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、ご質疑ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 発委第2号、斜里町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、ご質問いたします。提案者久保委員長の説明のとおり、議会のあり方調査特別委員会が平成27年9月議会で設置されて以降、多分野にわたって調査活動が行われてきました。調査活動の原因となった一つが平成27年度に行われた議員選挙が無投票になった経過の説明については、私も協議の中に参加した一人として十分理解をしているところがあります。しかし一方、地方自治の在り方がどうあるべきかが問われておりますが、地方自治が住民自治と団体自治の二つからなることが、地方自治法が設置された経過や現在の日本国憲法が制定された経過の中で真摯な議論を経て現在の地方自治制度に結び付いたと言われています。

その中で住民自治を担保する仕組みとして根幹をなすものは地方議会制度であることは定説化されている状況にあり、多くの人たちが異論のないところだと思います。地方自治の根幹をなす地方議会の定数について、提出者の認識についてご意見を伺います。

●木村議長 久保委員長。

●久保委員長 お答えいたします。今質問がございましたように、平成27年9月に、議長を除く全議員で構成した特別委員会で議論をしました。質問者も議論に参加し今、ご質問の議論もずいぶんしたので、これについて私はあえて答弁することはしませんが、このあと実はいろいろな議論がありました。ここに書いているように、議員定数を増やすことも大事ではないのか。もっと減らせという意見もありました。部会では賛否をなかなか集約できないので、宮内議員も参加の全員の中で採決、賛否を問うたところ、13名が最大

で、議会運営委員会からまとめて提案をしました。以上です。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 議会のあり方調査特別委員会の報告書は、平成30年6月22日付で議長に対して提出されていますが、その報告書の中の議員定数に関わる調査結果も今、提案者が説明されたように、さまざまな意見があった中で協議に参加した議員の多数の意見として14人が適当とする意見のほか、議会モニターからは定数を削減するべきではないという意見があったことを付記すると記載があります。議会のあり方調査特別委員会の中で長い時間をかけてたくさんの項目に関わって検証し調査をしてきたわけですが、どういう調査をしてきたかを分類すると、一つは学識経験者からさまざまな意見を聴取する調査を行いました。また学識経験者の中にも含まれるわけですが、芽室町の議会改革に取り組んだ経験なども調査研修をしてまいりました。

そういった学識経験者よりさまざまな研修機会を得た調査の中では、議会の活性化を目指すことについて多くの示唆があったわけですが、定数を減らすべきということについての見解は、なかったと言うに等しいと認識しています。同時に先進の議会として視察をした芽室町や浦幌町の議会でも新たな議員のなり手について、議会として積極的な取り組みを展開するが、議員定数を減らす対応はしていない現実があったわけですが、当初は斜里町民の皆さんのご意見も特別委員会の中で聴取をする予定でしたが、さまざまな事情によって町民全体に対するアンケートは、モニターさんを設置し、モニターさんの意見を聞くことで代替をする対応をしたわけですが、モニターさんからのさまざまな意見の中でも、議員定数を減らすべきだという意見ではなく、定数は削減するべきではないという意見が報告書の中でも付記されているように、町民を代表するモニターさんの意見としても減らすべきではないという意見が多数を占めたわけですが、提出者のご認識とご意見を伺いたいと思います。

●木村議長 久保委員長。

●久保委員長 今、ご質問がありましたように町民の意識調査として当初アンケートをしようと考えていましたが、経過の中で実施できなかったのはそのとおりです。モニターさんの意見では削減するな、むしろ増やせということが多数あったと発言していますが、多数ではなかったと評価しています。先ほどもいいましたように結果的に全議員において、一定の評決をした結果から、この後は来年の統一地方選挙で町民から議員のそれぞれの姿勢が評価されると考えているので、ご理解いただきたいと思います。

●木村議長 他、ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 私は今回、委員長の報告にあったように、定数の内容については議会のあり方調査特別委員会が設置され、その中で議長を除く全議員で協議されてきた結果をもって納得できるものだと思っています。しかし1点委員長に伺いたいのですが、今回の改正条例について発委、委員会からというのはなぜだったのか。調査特別委員会が設置され、約

3年半皆さんで協議してきました。議長を除く全議員が参加して、私は議会に入ってこれまで委員会の中でこれほど活発な議論が行われたことはなく、かつ議会のあり方について誠意に調査したことについては、びっくりするほど活発な活動だったと理解しています。それだけ時間をかけた中で、今回なぜ発委なのか、発議でも良かったのではないかと。私が議会の仕組みを調べた中では発議でも良かったのではないかと思ったので、発委になった経過について少し説明していただきたいと思います。

●木村議長 久保委員長。

●久保委員長 今のご質問ですが過去には発議でやった経緯もあります。特別委員会を作って取りまとめた委員長が発議するのが望ましいかと思いますが、実は役目の期間について、報告書を出した時点で一定の役割を終えるという議長発言がありましたので、議会運営委員会の中で協議した結果、発委、つまり委員会の提出議案となりました。

●木村議長 他、ご質疑ございませんか。ないようでございますので、これをもちまして、発委第2号についての質疑を終結いたします。

◇ 発委第3号質疑 ◇

●木村議長 次に、発委第3号、斜里町議会委員会条例の一部を改正する条例について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 これをもちまして、発委第3号についての質疑を終結いたします。

◇ 発委第4号質疑 ◇

●木村議長 次に、発委第4号、議会定例会条例の制定について、ご質疑ございませんか。金盛議員。

●金盛議員 今回、通年議会に移行することで、定例議会条例の全面改正がされ、条例そのものについて異論はないのですが、今後の進め方として並行して考えておく必要があるのが、自治基本条例の関係です。自治基本条例は全ての条例、規則の上位にあることから、通年議会は行政と議会、町民という関係において非常に重要な内容であり、これに合わせて自治基本条例についての取り扱いも必要ではないかと思いますが、どのように取り扱われるのかお聞かせください。

●木村議長 大瀬副委員長。

●大瀬副委員長 基本条例の関係について必要というご意見ですが、そのとおりに全体的には認識しております。ただ時期について今後早急に、議会の運営に関する基本事項が基本条例の中にありますので、その第一に掲げるという改正の準備を進めていきたいと、今の段階では予定をしています。

●木村議長 他、ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 これをもちまして、発委第4号についての質疑を終結いたします。

◇ 発委第5号質疑 ◇

●木村議長 次に、発委第5号、斜里町議会会議規則の一部を改正する規則について、ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 ないようでございますので、これをもちまして、発委第5号についての質疑を終結いたします。

◇ 発委第2号討論・採決 ◇

●木村議長 はじめに、発委第2号、斜里町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、討論ございませんか。若木議員。

●若木議員 私は斜里町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をします。平成27年の斜里町議会選挙は定数14に対して立候補者が14人でしたので、無投票当選となりました。この結果を踏まえ、ただ今委員長の提案説明や質疑にありましたように、議会のあり方調査特別委員会を設置し、定数、報酬だけでなく、若手や女性が議員になりやすい環境、議会の見える化、行政のチェック機関としての機能など多くの項目で議論をしてきました。こうした議論を踏まえ、広報・広聴活動の強化、通年議会の実施、政策形成サイクルに基づく議員全員による決算審査の実施などを来期から取り組んでいく方向にあります。

これらの取り組みは議員個人の活動ではなく斜里町議会として取り組み、議会の機能強化を図っていくものと私は考えます。議員定数についてはこの新しい取り組みに対する町民の評価を得てから考えていくべきだと思います。また農業、漁業、観光という三つの基幹産業を持ち、さらに福祉、子育て、教育など多岐にわたる民意の反映をはかる上でも現行の定数は妥当だと考えます。以上の理由から私は定数を定める条例の一部を改正する条例に反対するものです。

●木村議長 次に、賛成の討論ございませんか。海道議員。

●海道議員 斜里町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をします。議員定数削減については議会改革の最たる検討課題でありました。議会のあり方調査特別委員会、また、議会運営委員会で示された項目の視点を見る限り、現行の14から1減の13にするのは妥当であると考えます。言うまでもなく定数が削減されたとしても、議会のもつ使命、すなわち具体的な政策の最終決定、行政運営の監視機能は、議員の職責を全うすることによって達成できるものと信じております。以上の点から賛成討論といたします。

●木村議長 次に、反対の討論ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 議会改革に関わる議会のあり方調査特別委員会の中でもさまざまな斜里町議会の改革すべき課題が明らかになってきたと思います。最たるものは町民に見える議会活動を行っていく。そして議会の役割としての行政に関する監視活動と、政策提言といった役割をより充実させていくことについて、さまざまな課題があることが明らかになってきたと思います。その中で、浦幌町議会などを視察した場合には、議員個々の議員としての役割ではなく、チーム議会として役割を果たすことが実施されていきました。この議案に賛成のご意見の中には、削減をしても監視機能と政策提言に関わる役割は十分全うできるという賛成討論がありました。具体的なこれからの議会活動での取り組みとしての広報広聴活動、政策サイクルを形成して、政策提言の力を踏まえていくためには、どうしてもチームとしての役割も十分に果たしていかなければならないと私は考えます。

議員数を削減することは実は、チーム力そのものを弱めてしまう恐れがある。同時に各分野の町民の声を議会が受け止めて、町政に反映させる役割についても力を弱めてしまう可能性があると考えます。若木議員の反対討論にありましたように、今、斜里町議会が自らの役割を位置付けた新たな取り組みを展開していく時期の議会において、町民のご批判があればそれを受けて議員定数について考えるのも妥当だと思います。よって、今回の定数の削減条例には反対をいたします。

●木村議長 次に、賛成の討論ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 私は先ほども申しましたように、今回の14名を13名にする提案に関しては賛成の立場です。先ほども確認しましたが、そもそも私たちの活動は議会制民主主義の上に成り立った活動だと認識しています。その中で民意を反映する役割を担っているのも私たちの仕事だと思っています。今回は議長を除いて13名のあり方特別委員会が設置され、議論を繰り返してまいりました。民意を反映する意味では、先ほど委員長から説明があったように、いくつかの意見がございました。私も13名が最初から良かった訳ではありません。それなりの民意を反映した形での数字を上げておりました。

しかしその中で本当に時間をかけて十分に各議員の考えを聞いて、全員の中でどうあるべきかという議論が繰り返されてきました。これはまさに先ほどから若木議員、宮内議員がおっしゃっている町民の評価、民意の反映が十分になされる特別委員会設置の場であったと理解しております。

そうした中で定数は13名では民意の反映がなくなるのか、今回設置された14名を基本とする、議長を除いた13名の中での議論、議長もそこではオブザーバーとして参加されました。そうした中で決定するのは見事な民意の形だったと思います。賛成意見、反対意見がいろいろありました。しかし私たちは議会制民主主義の中で成り立っています。どこかの国会のようにほとんど調査、議論の時間をかけずに進められている過程ではなかったと理解しています。そうした点で、今回の14名から13名に決定がなされたのは十分

な、しかも3年以上の時間をかけた、特別委員会の中で決定され、十分に民意が反映された決定と思っています。よって私は今回の決定に賛成をいたします。

●木村議長 次に、反対の討論ございませんか。

●木村議長 他に討論ございませんか。これをもちまして、討論を終結いたします。

ここで休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時50分

午前11時10分

◇ 発委第2号採決 ◇

●木村議長 休憩を解き、会議を開きます。

発委第2号について討論が終わりました。

これから、発委第2号について、採決を行います。今井議員。

●今井議員 採決の方法は、ぜひとも記名投票でお願いします。

●木村議長 賛成の方いますか。

【(「賛成」という声あり。)

発委第2号については、記名投票に決定をいたしました。

それでは、議場の閉鎖を行います。

ただ今の出席議員数は13名です。次に立会人に須田議員、金盛議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載し、合わせて自己の氏名も記載してください。賛成、反対の記載、並びに自己の氏名以外の記載があるものは全て白票と扱います。

局長から、念のため議員の皆さまに周知をいたします。

●阿部議会事務局長 投票用紙の記載について説明申し上げます。本案は議員定数を14から13にするということですので、13名という案に賛成をされる方は賛成、本案を否とされる、定数13ではいけないという方は反対と記載して、必ず自己の氏名を記載することになっております。また、投票用紙には枠の中に賛成、反対という文字が書かれていますが、そこに丸をつけてOK、ということではありませんので、必ず賛成、反対、自分の氏名を記入するようお願いいたします。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 氏の記載のみの場合はどうなるのですか。

●阿部議会事務局長 氏名を自署ですので、フルネームでお願いします。

●金盛議員 フルネームでない場合は無効か。

●阿部議会事務局長 白票扱い、あるいは立会人によって最終的な協議をすることが考えられます。

●木村議長 よろしいですか。投票用紙の漏れはございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 配布漏れなしと認めます。

それでは投票箱の点検を行います。

異常なしと認めます。ただ今から投票を始めます。氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。1番 佐々木議員、2番 若木議員、3番 大瀬議員、4番 宮内議員、5番 櫻井議員、6番 久保議員、7番 久野議員、8番 小笠原議員、9番 桂田議員、10番 海道議員、11番 今井議員、12番 須田議員、13番 金盛議員。

投票漏れはございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

続いて、開票を行います。須田議員、金盛議員、開票の立ち合いをお願いいたします。

投票の結果を報告します。投票総数13票、賛成10票、反対3票。以上のとおり、賛成が多数であります。よって発委第2号については、原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

午前11時23分

◇ 発委第3号討論・採決 ◇

●木村議長 次に、発委第3号、斜里町議会委員会条例の一部を改正する条例について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、発委第3号について、採決を行います。発委第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって発委第3号については、原案のとおり可決されました。

午前11時23分

◇ 発委第4号討論・採決 ◇

●木村議長 次に、発委第4号、議会定例会条例の制定について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、発委第4号について、採決を行います。発委第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって発委第4号については、原案のとおり可決されました。

午前11時23分

◇ 発委第5号討論・採決 ◇

●木村議長 次に、発委第5号、斜里町議会会議規則の一部を改正する規則について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、発委第5号について、採決を行います。発委第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって発委第5号については、原案のとおり可決されました。

午前11時24分

◇ 議案第71号 ◇

●木村議長 日程第7、議案第71号、斜里町へき地保育所条例の一部を改正する条例について、議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野こども支援課長。

●鹿野こども支援課長 (議案第71号 内容説明 記載省略)

●木村議長 内容説明が終わりました。議案第71号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 一般質問の中でも、開設期間を変更することについては要望のあった地元の関係者から非常に感謝の意を伝えられていると紹介しました。提案の理由として保育所の必要性の変化を踏まえて開設期間を変更すると説明がありましたが、必要性の変化とはどのような状況なのかをご説明願います。

●木村議長 鹿野こども支援課長。

●鹿野こども支援課長 支給認定保護者等の保育の必要性の状況の変化についてお答えいたします。まずへき地保育所が開設されてきた経緯は、郡部の児童福祉の増進のためそれぞれ設置されてきております。朱円、以久科については農閑期の1月から3月までは今まで休所して来たのですが、この度、保護者の皆さまから農業に従事するお母さま方、女性の従事者の働き方が変わってきているという声をいただいたところです。それを踏まえ、今年の5月に保育のニーズ調査を実施しました。その中では2月から3月の農業従事実態が把握できました。そういう意味で保育の必要性の変化と申しあげました。

●木村議長 他ございませんか。ないようでございますので、これをもちまして、議案第71号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第71号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第71号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第71号について、採決を行います。議案第71号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第71号については、原案のとおり可決されました。

午前11時29分

◇ 議案第72号 ◇

●木村議長 日程第8、議案第72号、斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野こども支援課長。

●鹿野こども支援課長 (議案第72号 内容説明 記載省略)

●木村議長 内容説明が終わりました。議案第72号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 これをもちまして、議案第72号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第72号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第72号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第72号について、採決を行います。議案第72号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第72号については、原案のとおり可決されました。

午前11時36分

◇ 散会宣言 ◇

●木村議長 本日はこれもちまして、散会いたします。

午前11時36分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員

平成30年 第5回斜里町議会定例会 全員協議会会議録

平成30年12月13日（木曜日）

開会 午後1時00分

閉会 午後4時34分

◇ 第6次斜里町総合計画中間評価及び斜里町自治基本条例の検証結果について ◇

●木村議長 ただ今から、会議規則第125条により、全員協議会を開きます。

本日の案件は、事務局長のお話のとおり、何件と決定してございませんが、おおむね5時まで全員協議会を行いたいと思っていますのでよろしくお願い致します。

はじめに、第6次斜里町総合計画中間評価及び斜里町自治基本条例の検証結果についての説明を受けます。それでは、説明をお願いいたします。伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 （第6次斜里町総合計画中間評価及び斜里町自治基本条例の検証結果について 内容説明 記載省略）

●木村議長 説明が終わりましたところで、はじめに提案ですが、総合計画中間評価と自治基本条例の部分とがあり、総合計画の中間評価は先に質疑を行って、のちに自治基本条例の運用検証に入りたいと思いますが、よろしいですか。

では、まず、総合計画中間評価についてご質疑ございませんか。金盛議員。

●金盛議員 総合計画について、執行側として町民の策定委員会の意見をいただきながら一定の方向を定め整理をした中間地点での報告です。この第6次斜里町総合計画の本冊の中の記載では、基本施策、あるいは項目、目的、目標、重点プロジェクトに変更のある場合は議案として提出すると記載されているわけですが、今回協議をするということは、中間報告に関して議案として提出するような変更はないということよろしいですか。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 そのとおりです。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 議案として提出するような内容の変更はないということですが、次の後半の時期に向かって、こういうところを変えていく。例えば、地方創生などは途中から大きい事業が入って来たわけですが、議決を取るほどではないが、加えていく、見直していくなど、そういったものについてはいかがでしょうか。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 説明でもあったとおり、成果指標につきましてはこれから適宜見直しが必要だというご意見をいただいておりますので、見直しを図ってまいります。内容について、総合戦略につきましては基本的には総合計画の内容に基づいて人口減少社会に対

応した施策をピックアップして取り組んできた経過があります。のちほど触れますが、第2期の策定にあたってはこの間の総合戦略の状況と、第6次総合計画が基礎となって作り上げていくため、今のところ総合計画の中身を変更するということは考えておりません。

●木村議長 他、ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 今回、ある程度参考にしたアンケート調査についてのことでいいですか。

●木村議長 はいどうぞ。

●櫻井議員 今回、町民にアンケート調査を実施しています。その策定委員の方の検証もいろいろな形で細かくチェックされていると思いましたが、非常にいいことだと思うのですが、当初のアンケート内容と同一のものをずっと採用している。アンケートの内容が、最初に調査を始めたときと同じような形で推移していることは高く評価しますが、一方で、回収率についてです。

アンケートの中身はいいのですが、町でのアンケート調査の回収率は、民意、民度、感心、あるいは取り掛かり、町民の意識が反映する数字だと思います。各行政機関が一般的なアンケートの回収をする中では、斜里町は回収率が高いほうだと思います。前回50パーセントを超えていたのですが、今回それよりも10パーセントダウンしている。無作為抽出ですから、何とも言えない部分はあると思うのですが、アンケートの自由書き込みなどへの反映が考えられるかと思うのですが、住んでいる人たちの意見を書いてもらう部分で、回収率が減ったのは満足して減っているのか、感覚として読み取れたりするのは難しいですか。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 回収率の低下というのはどういう理由かはしっかりと把握しておりませんが、回収率が低下しているのはどこかに理由があるのかとは思いますが、櫻井議員がおっしゃるように比較的回収率が高い方だとは思いますが、これからも皆さんからしっかりとアンケートをいただけるように周知、工夫を凝らしながら取り組んでまいりたいと思います。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 補強させていただきますが、前回より減っているということはあるのですが、言い訳をさせていただきますと、前回は策定という作業が伴ったこともございまして、1年以上費やして論議させていただきました。策定委員会も行政委員を含めて50数名で行ったことがあり、その中では事業所を代表してきている方もいらっしゃいますし、その時はかなり意義付けがされていたのかなと思っています。

今回6カ月余りの中で過去の経験を有した方を中心としてやりましたが、今回は策定の時とは違って1から策定委員が作り上げたという意識が少し薄いのかなという中で、例えば職場や家族への話しかけが全体のものにはなっていなかったのでは、という反省はありますが、数字からいうと努力した方かなという印象は正直受けております。

アンケート調査の最後に自由意見というのがあり、651名のうち、305件の意見がありました。いろいろな意見がありますが、例えば、アンケート調査を受けることで町政に自分が今まで関心を持っていなかったことに初めて気付いた、アンケートは前向きに捉えているという言葉もあり、非常に励ましになったところです。町民の意識調査を同じ形で続けることの優位性をご指摘いただきましたが、同じように感じているところです。

●木村議長 櫻井議員。

●櫻井議員 数字的には非常に高いと思っていますが、自分たちの町ですから欲張りしたい部分があります。前回と条件が違うのは部長がおっしゃったとおりだと思います。作って終わりではなく、策定されたときから話が出ていたと思うのですが、基本条例もそうですし、全てについて町民全員が同じモチベーションを保つというのは不可能だと思います。

しかし、無作為でアンケート調査に当たった方が、すごくうれしそうに沢山書くのです。どのように自分が書いたのが反映されるのかという話を3名の方から伺いました。大方、自分たちの書いたことが反映されるのは嬉しいと書いておられました。策定委員会のあった時期は広報でも、策定のプロセスを非常に細かく町民に示していました。

難しいとは思いますが、それと同じように見直し、中間5年経ってどうなのかは、見る人が少なくても、見た人がそれを誰かに告げる。そのような効果があります。そのほうが町民は信じ、参加意欲が高まると思うので、ぜひアンケートを出して、それがどのように反映され、町づくりに加味されていくのかを、大変だと思いますが、随時広報は力を抜かずに継続してやっていく。同じ内容のアンケートを継続するのと、どういう形で町が取り組んでいくのか、どういう声が届いたという町民とのパイプを継続していくことが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 まさにそのとおりですが、時間の許す限り極力努力してまいります。

●木村議長 他、ございませんか。金盛議員。

●金盛議員 本冊の記載の中で、議決ということではなく、訂正したほうがいいのではということが仮に出てきたとしたら、例えば文章表現などでどうかという箇所があった場合、どのような扱いになるでしょうか。

具体的に本冊の46ページ、適切なおみ処理の推進の現状と課題のところ、中ほどに、一方でとあります。悪質な場合は、数億円の罰金が課せられる。これは策定時、議決していますから、いまさらということになり我々も見過ごしたかと思いますが、一般的に住民に対して不法投棄を自制する場合、数億円という表現ではないと思うのです。

廃掃法の罰則規定などもそうですが、千万円というあたりだと思うのですが。累犯とか特殊な例だともしかしたらあるのかもしれませんが、一般に周知宣伝する数値を入れるとすれば千万円くらいで、数億ということは少し無用な恐怖感を与えることにならないかと気がなつたところです、もしくは間違いかと。このような場合はどのようになりますか。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 悪質な場合という部分を強調しているので、全く例が無いわけではないのかなど。産廃がらみでは、大きくなる場合があるのかと思っています。ご指摘の部分は、多々あると思いますが、単なる誤字については、大目に見ていただくしかない。修正できるところは修正していいのではないかと思います。現状と課題について、今回評価の中に加えませんでした。これは、作成当時の現状と課題であると割り切って評価しておりますので、今この時点で直すと、注釈を次々と加えなくてはならなくなります。作成当時の現状と課題であると捉えているところです。

●木村議長 他、ございませんか。大瀬議員。

●大瀬議員 前段に話が出たかもしれませんが確認します。第6次総合計画の中間評価、運用検証ということですが、この扱い、認識を確かめたいのです。行政は一定の評価をした上で、それを諮問し今回おおむね妥当であるという答申が出た、という理解でよろしいですか。というのは答申が出たら、今度は答申を受けて町はこれでいきますというのが議会に示される。答申のあった内容では、計画書どおりで変更の議決を要するものではない、つまり、答申のあったとおり町の姿勢として変更を要するものではないという段階になります。そこにまだ行ってないわけですよ。計画策定委員会のこういう答申がありました、という報告ですから。捉え方として、これは答申があったという資料であって、行政でそれに基づいて諮問どおりのまとめですと議会に提出したという認識でいいのかどうか。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 行政の附属機関という中で審議会等があるわけで、通常の場合、従来は審議会と言えど審議や諮問、答申という形だったかと思います。しかしこの自治基本条例が出来て以降、最初の試金石として総合計画を策定するにあたって、策定委員会条例ができました。そこではあえて諮問、答申という言葉は使っておりません。求めに応じて提言をするという言葉を使っておりますので、今回は提言という形でまとめをいただいたということになります。ただその中で今回は策定時と違いまして時間的な制約もあるので、その審議過程の中で行政におけるまとめ、中間評価を先行させて進めてきた経過がありますが、最初から行政が求めたものを提示したという結果ではありません。

●木村議長 大瀬議員。

●大瀬議員 分からないです。行政の行った評価はおおむね妥当であるという結論付けが策定委員会からありましたということですから、行政に対してこれでいいですという答えが出たというわけですよ。それを今度は議会に伝える際の立場は、提言がこのようがありましたということだけの説明ですか。提言を受けてこのとおりですと提示をしているのかという意味です。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 答弁が不足しており申し訳ありません。前段申し上げたのは最初の経過を

申し上げただけです。完全な形で行政が評価したものを示して、さあどうですか、と言ったわけではないということだけを最初に言いました。最初確かに、行政で中間評価を先行させて内部組織をまわしておりました。今回中間評価の町民策定委員会を6月8日に開催する中で、どういう評価方法を取ってよいかという中で、行政から検討したものがあれば、それを示してということになったのでそのようにしてきたわけで、6月8日の段階では、この中間評価の行政の結果をお渡ししたのではなく、第1クール、第2クールで進行管理を行っておりますが、第1クールの評価調書を全部お渡しして、まずは勉強していただいて、その後1月経ちますので、その後実質的な論議に入っていきますというお話をさせていただいているところです。

結果として4回の会合を持って策定委員会の提言を受けたところで、行政は四つの観点で評価したものに対して策定委員会で違う結果を出したものもあります。逆に策定委員会で出したものに対して、総合評価で行政としても若干違うと出しているものもあります。それらを含めて提言書の資料の中に総括的な部分ではなく個別の60項目について、評価内容に差があったものはそのまま出しています。総括的な部分を含めて提言をいただいたものについては、行政が議会に提出したものと捉えていただいていると思います。

●木村議長 大瀬議員。

●大瀬議員 端的に言って下さい。策定委員会の資料となっておりますが、今後は提言書ではなく、評価が終わりました、斜里町というものが出るのですか、という意味です。策定委員会というのは、行政の内部機関なわけですよ。資料としてはいいのですが、このとおりです、と読み替えてくださいというのなら、それでいいです。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 そのとおりです。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 提言書は提言書でいいのですが、これを踏まえて資料1以外に別の行政の協議案もあるのかと、それが今日出てくるのかと思っていたのです。経過は分かりましたが、形だけでいくと、やはり提言書なのですね。提言書はあくまでも議会に対してではなく町長に対して提言されているわけですから。そこで一旦町長は受け止めてそのとおりならそのとおり、変えるなら変える。そのようなものが町長の案として示されるのかなという期待で今日来たのですが、中身は変わらないのだから書き直せというのであればそのように受け止めるのでいいのですが。考え方だけ教えてください。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 いずれにしても提言もいただいた部分を尊重しながら、行政の政策会議の中で決定した事項なので、同一と考えていただいて結構だと思います。

●木村議長 他、ございませんか。大瀬議員。

●大瀬議員 これは資料として一括ですから、次の基本条例の検証も同一だということ

いいですね。基本条例の検証結果もこういう提言を受けたというところで終わっているのです。提言を受けたがそのあとどうなのかについては、確認したいと思います。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 いろいろ論議を呼びまして申し訳ございません。そのとおりに考えております。

●木村議長 他、ございませんか。金盛議員。

●金盛議員 私どもの方からいっていいかわかりませんが、今回策定委員会でいろいろ資料を使っており、これは行政が提供していると思うのですが、行政も計画スタート以降毎年内部で自己評価しながら積み上げたのがこの資料だと思います。どういう評価をしたかはどうか言うことはないのですが、我々も総合計画の中間年であるからもう一回見直してみようということでやっています。それにあたってデータとしては使えるのです、毎年の決算資料なども載っていますので。

大変ありがたいのですが、年度によって事業項目の名称が変わったり組み方が変わったりしていますから、30年版の第1クール最新版が出たようですから、例えばそれが整理された形で、これから5年間もそのスタイルで数字なども整理していくということであればいいのですが、これからもっと変わっていく可能性があるのかどうか。

というのは、予算決算をつき合わせて見ていかなければならない。予算は予算で、事業項目とかなり近い形にはなっていますが、決算の組み立ては、大枠は違わないが細かい事業項目をまとめていたりするので、分かりづらいのです。それはそれでやり方としては仕方ないのですが、事業評価が最終的にまとめということであれば、ある程度形式的に完成したものとして使えるので便利だと思ったものですから、その点についてはどうでしょうか。まだまだ変わっていくということでしょうか。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 進行管理を図っていくにあたって、最初の時点で全てが完成されたシステムではなかったのですが、2年目くらいから、第1クール、第2クールという形が軌道に乗りながら4年ぐらやってきております。その中では当然欠損見込の段階から決算が出て次の予算組みという段階に入る中で、第1クール、第2クールに分けていますが、狙いとしては決算を意識し第1クールでどうだったのか、次の予算組みとして意識して第2クールでどうだったのかとやってきていますから、1年の区切りのスパンの中では、やはり第2クールの評価調書を見ていただくのが一番分かりやすいかと思います。

その間に事業名が変わったりと多少の修正は結構あるので、了解していただくを得ないかと思いますが、評価をして次年度予算以降につなげていく、三つめの議題にでる実施計画に結び付けていくのが一番の狙いなので、そのような形で見ていただくようお願いいたします。

●木村議長 他、ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 具体的な評価について伺います。11ページに、みどり部会に関わる自然とともに生きることができる住みよい町づくりを目指すという評価結果が出ていますが、この中で基本施策の1-2-1について、連携面の評価に×印が付いています。これはなぜ×印になっているのかということと、どう対応するのかという2点について伺います。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 連携面の×印について具体的に内容を申し上げますと1、2次産業との連携では、生ごみのたい肥化、商工業者と連携したクールチョイス啓発活動と一定の連携が図られている一方、バイオマス等の再生可能エネルギーの活用は具体化していないのでここは厳しく見て×としたという評価です。バイオマス等の再生可能エネルギーの活用については総合計画の本誌の連携施策の目的や内容に書かれており、それに照らし合わせてここでは具体化はしていないということで、厳しく評価して×としたところです。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 今後どうしようとしているかについて伺います。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 今後は今現在まだ方向性は決まっておりませんが、毎年行政の中で進行管理を行っていきますので、今回の中間評価を踏まえてこれらについて検討してまいりたいと考えております。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 総合計画の中の記載として連携施策の4に、エネルギーに関わってみどり部会の、私も指摘した地球温暖化防止の推進というのが該当する表現になっていると思うのですが、その中に喫緊の課題ではないものの総合的な町政の観点から、地域としてのエネルギー確保を調査研究していく必要があるという記載があります。具体的に調査研究を進めていくということが課題としてあるのですが、どう進めるかという協議はこの検証の中ではされたということですか。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 今回の策定委員会の中では、再生可能エネルギーについて取り組んでいるかどうかという論点から評価をしたので、具体的な踏み込んだ議論について行っていません。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 連携面の評価と指標面の評価とそれぞれ役割が違うことは理解できるのですが、指標面の評価はAで、かなり進んでいるとあります。ところが連携面では、具体的な事業に対する着手がまだされていないという面から、×印の評価となっています。相当矛盾する評価となっているのではないかという印象ですが、その整合性はどうでしょうか。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 指標面の評価について具体的に申し上げます。提言書の27ページ

をご覧くださいと基本施策の1-2-1中間評価シートがあります。指標面の評価は27ページ上段に記載の基本施策の評価指標を目標値に達しているのか、ということについて評価したものです。従って1-2-1の指標面については、項目1の住宅用の太陽光発電のシステム導入戸数が30の目標よりも、29の実績は上回っていることから、Aとしたところですが。議員のおっしゃるとおり、全体の中で×があってAがあるのは矛盾しているかもしれませんが、一定評価の中の基準ではこういった評価となりました。

●木村議長 他、ございませんか。ないようなので、総合計画中間評価については、これで質疑を打ち切りたいと思います。

次に、自治基本条例の制度整備、運用検証についてご質疑をいただきたいと思います。金盛議員。

●金盛議員 基本条例についても行政としては、今回の見直し検証を経て変更するものはないということによろしいですか。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 そのとおりです。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 自治基本条例も策定委員さんの提言を受け、町長がいったん受け止め、それを町長のものとして改めて議会に協議をしているということによろしいですね。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 そのとおりです。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 わからないのは第1条から第16条、それから41条、最後の条が提言書の中には触れられていないです。策定委員さんが触れなかったというのはあるかもしれませんが、町長として触れないで今回協議するというのはどういったことでしょうか。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 今おっしゃられた部分は、行政内部でもどこまでを検証の範囲とするのかを同時に協議し、決めております。その中でこの条文は除いていいのではないかと考えたのは、これは普遍的なもので、この中では基本原則とか、責務という部分については、あえて評価という形がなじむのか、条例の最後の見直しということなので、ある程度普遍的なものとなじまないとしたところですが。

ただ、議員がおっしゃったように、議会でも検証を進めているということは策定委員会にも情報を流しており、内容を受けて行政も検討をして、必要であれば策定委員会から提言を求めるといったことになるかと思えます。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 自治に関わる基本的な最上位の条例で、どちらかというと理念条例と言える内容ですから、普遍的な価値というものでそうそう変わるものではないと、変わるようで

は困るという意味で、見直しはなかったということがあり得ると思います。ただ基本条例の最後の見直しの条がありますが、そこではそのように言っていないのです。その関係で言うと、部長が言うような考え方なら、条を直さなければならない。少なくとも解説文と条文との不一致があるように思い整理が必要かと思っておりましたが、その条そのものが、今回の見直しの対象になっていないようでどうしたのかと疑問を持ちました。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 この部分を見直しはいけないという解釈はしていないわけです。ただ検証という中で41条に対して必要なかという中で省いたということです。そこを検証しなかったから、検証の項目を減らしたといった意味はないので、41条については別に考えていただいて結構です。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 条例そのものについては、条例の性質からするとそうそう変わるものではないと思います。そうは言いながら、具体的に個別の条文を見ていくと、言っている意味が不明確と言うか、条文と条項と解説書の関係においてどう理解したらいいかわからないことがあるので、基本方針をいじれというのではなくて条の在り方、運用の仕方という疑問があるので、どうして外したのかという疑問があるのですが。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 41条についてはあえて外したと捉えていないのです。結果として出てくるものだと思って進めたのご理解いただきたいのですが。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 では41条の本文と解説書については、特別矛盾はないとそういう考えでいいですか。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 矛盾というほどのことかどうかの議論はあるかと思いますが。ただ先ほどから言っているとおり議会でも論議が進んでいるようなので、その考え方を受けて行政としても整理し、必要であれば策定委員会にもご相談する手続きはしていきたいと思います。

●木村議長 大瀬議員。

●大瀬議員 議会でも検証作業を進めていることは承知の上ということですが、17条までと、35条も除外なのです、41条も除外。それ以外についてなぜ除外をしたかという普遍的だからということではなく、全体的に基本条例は普遍的な内容です。ただ、具体的に個々を検証する際には除外をしたということで、それが議会の作業で検証し、出てきたら、協議しましょうという基本姿勢でいいわけですね。普遍的なものに議会が検証しているのはおかしいという立場ではないということですね。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 例えば35条は議会運営ですから、ここに対して行政が評価するのは本末

転倒だろうという意味で、普遍的かどうかというのは当てはまらないと思います。私が言ったのは前文から始まって責務という部分で言うと、普遍的というより当たり前のことを書いていることなので、これには、特に評価をしなくてもいいと解釈をしておりました。

●木村議長 他、ございませんか。金盛議員。

●金盛議員 中に入ってしまうのですが、150ページ第24条第1項の子どもの町づくりへの参加があります。右端に策定委員会の特記事項がありますが、この特記事項の内容は、まさに41条で取り上げるべき内容ではないかと思ったのです。少なくとも子どもの町づくりへの参加ではないと思いついていくと、41条がないということだったので、どうかということなのです。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 専門部会の考え方としては、自治基本条例は後世にしっかりと受け継いで、これからの子どもたちを含めた若い世代に自治基本条例の精神をしっかりと理解してもらう必要があるという趣旨から、推進委員会のような恒常的な組織が必要だという意見になったことから、第24条の特記事項に記載をしたところです。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 策定委員会の特記事項の文章をそのまま読むと、恒常的な組織の設置が必要となっており、将来に向けてというよりも恒常的な組織の設置が強調されているのかと。例えば臨時的だとか中間年、何年に一回ということではなく、常設の機関を置くべきではないかという意見だと思うのです。ですから将来に向けてというのではなく、いま進行管理をするための機関が必要と読めるのですが。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 決してこの条文の改正に結び付くような内容ではなく、自治基本条例を町民に浸透させるための啓発を含めて実効性のある取り組みをしてほしい、そういう中で策定委員のイメージとして形づくっているのは、以前の町民憲章推進委員会のようなものをイメージしているということです。ただし、町民憲章推進委員会も長い遍歴の中で解散になり、いろいろな論議が必要だろうと思っています。例えば、審議会組織にするのか懇談会なのか、はたまた啓発をするためのイベント的実行委員会なのか、こういう論議も必要ですし、行政組織なのか民間の組織なのか任意団体なのかという部分もでてくると思います。自治基本条例の精神でいえば、自発的な組織を中心とした官民共同のようなものになっていければいいと思います。いずれにしてもいろいろな意見を聞きながら、常設にしていくにはどうしたらいいかはこれからの論議かと思っています。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 先ほど総合計画で確認させていただいた提言書はそのまま町長案なので、書き換えてくれということですね。この基本条例についても、恒常的な組織の設置が必要というのは策定委員の意見から出てしまい、町長が考えている意見になってしまうのです。

そうすると子どものところではなくて、41条で町長は機関を置くことができるということでの扱いになるのではないかと。だから条例を変えるとかそういうことではないのです。取り扱いのことを言っているのです。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 策定委員会特記事項と書いてあるのです。まさしくそうなのです。策定委員会としてこのような意見があったと記録しておいてくださいということなので、これはそのとおりの行政も捉えて提出したと考えていただければと思います。これを杓子定規に、特記事項として載せられたのだから、全てを行政がそのとおりのことだということで消化したとは捉えておりません。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 ですから非常に紛らわしいのです。だから提言書は、提言書。町長案は町長案で整理すべきなのです。その中で、提言書の中に特記事項があるのはいいのです。これは町長の案ということだから、策定委員の案をそのまま受け入れますということだから、特記事項だろうが普通事項だろうが、これを受けるということになるのだろう。私はこれをやれと言っているわけではない。扱いの問題を整理させていただきたいということです。常設の機関を置くべきだと言っているのではないです。そうではなくて、この資料をどう見たらいいかというのを聞いています。

●木村議長 北部長。

●北総務部長 どう見たらいいのかということでは、もともと策定委員会は条例にあるように行政委員と民間の委員と一緒に集まって協議した結果で作りに上げていくもので、中間評価検証についても同様に進めてきました。その結果をつぶさに報告したことで、その経過を含めて行政側は飲み込んだということです。それ以降を行政としてそのとおりの意志ではなく、評価の結果を受け入れたと考えていただきたいと思います。

●木村議長 他、ございませんか。ないようでありますので、以上をもちまして、第6次斜里町総合計画中間評価及び斜里町自治基本条例の検証結果についての質疑を終了いたします。

ここで、休憩をいたします。再開を2時15分といたします。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時15分

◇ 地方創生総合戦略推進交付金事業等の実施状況と今後の取り組みについて ◇

●木村議長 次に、地方創生総合戦略推進交付金事業等の実施状況と今後の取り組みについて、の説明を受けます。それでは、説明をお願いします。伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 (地方創生総合戦略推進交付金事業等の実施状況と今後の取り組み

について 内容説明 記載省略)

●木村議長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。若木議員。

●若木議員 介護マンパワー確保事業でお聞きします。実績評価のところでも町外人材確保が伸び悩んでいるという現状があります。奨学金、Uターン支援事業もあるのですが、資格を持った方に斜里町で働いていただく関係で募集の取り組みがあったかと思うのですが、今後の展望、継続についての考えを教えてください。

●木村議長 高橋保健福祉課長。

●高橋保健福祉課長 若木議員のご質問にお答えします。29年度3月だったと思いますが、東京、大阪で開催している就職フェアで各事業所が参加をし、斜里町でも、という考え方で進めていましたが、実際に町外から専門職を採用する各事業の計画の中で、町外に人材を求める介護福祉士等の採用計画が伴わないという意見調整が整わず、29年度、実施できませんでした。30年度は、今後3月に開催されますので、来年以降の採用計画も含めながら協議を現在進めているところです。各事業所で経営という部分があり、来年再来年の計画が不安定な状況だとお聞きしていますので、今後協議を進めてまいりたいと思います。

●木村議長 若木議員。

●若木議員 町外から職員を採用する事業所の計画というか考え方が、まだ定まっていないという意味でしょうか。

●木村議長 高橋保健福祉課長。

●高橋保健福祉課長 小さな事業所につきましては、正職員での採用というよりは高齢者で退職をされた方、家庭の主婦の方などの地道な採用を求める傾向が強く、実際に町外に出向いて正職員を採用する事業所は日中のサービスではなく泊まりを伴う事業所となっております。足並みの調整に時間を要しているところです。

●木村議長 他ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 観光ブランディングに関して伺います。これまでの実績は各所に出てきており、ブランド、グッズの展開はされていくのが目に見えてわかりました。昨日、キティちゃんがなぜ世界で一番のアニメグッズになったかをテレビで見たのですが、まさしくこのような戦略で、各時代に固定しない、いろいろなものに対応できる。例えば斜里の場合はトコさんが仕事を選ばないというのが印象的で、うちではその発展をやっているのだらうと、いろいろな世代を超えて使われたり愛されたりするようになっているのだとは思いました。

今後に関して、31年度以降の方向性の中で、ここに産業連携の強化はもとより、食やアウトドアエリア、歴史、文化などカバーエリアを拡大させ、と書いています。これはトコさんに特化したことではなく、観光のブランディングという切り口の中で、知床の観光

は、今ある自然環境、アウトドアに特化してきていると思います。食というのは北海道どこに行っても同じものが食べられるし、知床の特徴は何だろうとなったときに、自然の中で体験、遊ぶ、さまざまなアクティビティが幸運なことにどんどん増えていき、それを展開する業者も増えています。そうした取り組みにぜひターゲットを合わせていただきたい。

現在、知床自然センターのキネトコの展開があります。今回映像を発注している画像は4Kの画質で撮られています。しかしキネトコに今の映写機は2Kの対応ですから、今作っているフィルムは、4Kではなく2K用も作ってもらう形になると思います。将来的に見据えると、ここはある程度、自然啓もう、自然学習の施設ですが、現実的に観光に寄与する部分が非常に大きい。今回の駐車場の改修もそうですが、多くが観光で来る方なので。ですから知床は、観光と、観光教育、自然教育を切り離して考えるような場所ではないと思います。今までやってきた観光ブランディングの中に機軸のように入っているのが知床の観光の魅力である。おそらく自然環境、環境保全も知床の環境をこのように維持していく、例えば知床のヒグマとのあつれき、野生動物との関係をどうすべきかについて、訪れた方々に啓もうをしていく。啓もうは何によってといえば、やはり観光に来た方が知床をどうやって楽しめるか、に入ってくると思うのです。

今まで事業としては切り離していましたが、質の高いフィルムを提供してもらう形になり、今後映写機なども観光のブランディングの一環でトータルに考えていくべきと思います。現在もたくさんリンクしてやっていますが、そのような視点も入れることが今後必要になるのではと思います。4Kで素晴らしい映像を作っても、現在の施設では2Kの映像しか見られないわけで、2Kと4Kの違いをスクリーンで目の当たりにして、これは違うと思いました。今回の観光ブランディング事業、総合戦略では、町長も言っている交流人口の寄与にも関わってくると思いますので、そのあたりをリンクしながら柔軟に考えていく展開はいかがでしょうか。

●木村議長 河井課長。

●河井商工観光課長 ただ今のご質問ですが、ブランディング事業で行うのは、できるだけ大きな目線というか、総合計画にもある地域のイメージ向上を狙いにしています。観光切り口を産業に広げ、この後は個別の深掘りのようなことをするのがいいかと思いますが、その一つには当然アウトドアの関係を意識しておりますので、環境部門、知床自然センターとの連携も欠かせないということまでは議員と同様です。ただ具体的に、キネトコの話が出ておりましたが、ブランディングの観点でどうこうできるとまでは正直検討しておりませんので、今のご意見を参考に次年度以降の展開を考えていきたいです。

●木村議長 櫻井議員。

●櫻井議員 知床自然センターのこれまでのダイナビジョン映像は、先日関係者の方、観光のプロモーションをやっていた方と話す機会があり、30年続いてきた価値は非常に高いと。知床はそれを映像からよく見据えるべきだと言われました。では何がいいのか。な

ぜ今もあの映像が流され、来た方は皆さん驚くし、感動するのです。今やっている、100平方メートル運動の継承はしっかりと入る。あれは流行にとらわれない映像だったから、という評価をいただいています。

それから知床から発せられるメッセージの一貫性が映像の中にある。それが何に起因するかというと、第一次、第二次の知床ブームがあった時に、皆が知床に求めていたイメージが映像の中にきちんと入っていると。そう観光を考えたときに、いまだに北海道、日本の中では指に入るくらい大きなスクリーンですから、あの施設を有効に活用していくには、もう少し観光とのリンク、意識を強くしなければならないのではないかと、観光、観光しろということではなく。観光客が何を求めてきているのか、あの中である程度満足度を与えられるのは今後も変わらないと思いますので、今後の自然センターの取り組みに関して、観光とのリンクをどのように考えていますか。

●木村議長 増田課長。

●増田環境課長 これまでもそこで線を引いていたわけではありません。時代の変化の中で、環境、観光というのが、距離的にも近いものになっているのはいろいろな場面で実感しています。議員からお話のあった映像施設、キネトコについてどのようなソフトを展開するかは、観光で来られる方に、環境のメッセージをどのように伝えるかという大変いい場所になると思うので、幅広くいろいろなコンテンツが上映され、我々が発信すべきメッセージを伝えられるような施設にすることで、観光、環境を連携してやっていきたいと思っています。

●木村議長 他、ございませんか。久野議員。

●久野議員 地方創生総合戦略のテレワーク事業について伺います。平成30年度以降の方向性の中に、組織の法人化など自立に向けた支援を継続するとありますが、これはどのような内容の法人化を目指すのか。法人化を目指して大丈夫なのかについてお聞かせ下さい。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 地方創生の推進交付金を活用している事業においては、基本的には交付金が終了した後も自走ができる仕組みを構築することが目的の一つとなっていますので、テレワークも、町民の有志団体、今、任意団体ですが、ここを中心にテレワーク事業、テレワークの受け入れに取り組んでいただいているところです。任意団体のままで行くと、自走という形の目的には達していないことから、今のところ一般社団法人になるのか、どういう形になるのかはこれからですが、いずれにしろ法人格を持った団体にしていただくのと、議員がおっしゃったように本当に法人格になって大丈夫なのかもありますが、そういったことにならないようにこの3年間取り組んできたことに合わせて、これからも自立できるように行政として支援をしっかりとしていきたいと思っています。

●木村議長 久野議員。

●久野議員 まさにここに出ている、地域への社会貢献がきちんとできるような団体を目指してやっていただきたいと思います。

もう一つは、テレワークの今回新しくできる、まちなか研修施設にも搭載されるのではと期待をしていたのですが、補正予算には共通部門の椅子、テーブルなどしかなかった。すでに町内では、新しい飲食店に大型ビジョンなどを入れテレワークの会議などが行われている。そういった先進的なイニシアティブを取るようなものを入れていかないと、場所もせっかく作ったのはいいが、いらなくなるという方向性ではだめではないかと思いますので、今後どのような機器の整備を目指していくのか、考えをお聞かせください。

●木村議長 河井課長。

●河井商工観光課長 産業会館の関係が出たので私からお答えします。明日補正予算の審議をお願いしますが、今回まちなか研修施設として産業会館を整備するのは、研修施設の充実と、ワーキングスペースの充実、働く場所、気軽に仕事をしてもらえる場所を提供することに比重を置いており、単に机や椅子があれば働いてもらえるかということ、昨今の情勢ではそうではなく、空間づくりが大事だというトレンドが都市部を中心にあります。

カフェで仕事をするのが普通になっている状況を踏まえての整備をまずやります。そういったモニターがあるからテレワークができる、できないという点も確かにありますが、それよりも利用してもらえる場所があれば、通信とかは今回整備しますので、あとモニターがあれば、より電子会議がしやすいのは議員ご指摘のとおりですが、それはパソコンでもできるので、まずは使ってもらいやすい空間づくりを意識してやっているところです。

●木村議長 久野議員。

●久野議員 もう一点、町民の有志団体、先ほども触れましたが、移行していく段階で、交付金が終了するとなった段階において、自立に向けた法人化に移行していくということだと思うのですが、資金の見通しはどのように考えていますか。いずれは切れると思うのですが。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 自立に向けた具体的な自主的財源の見通しですが、今は無料ですがしれところラボ、旧法務局の利用料については、有料化にしていくことと、資料2でも記載しているとおり、企業が来町して町内事業者とマッチング、社会貢献する仕組みをこの1年間、31年度にかけて構築していきたいと思いますので、中継役としての手数料的な部分や来町する企業へのおもてなしを含めた観光案内など、これまで3年間行ってきたことを含めて、新たな仕組みづくりを行って自主的財源を確保したいと思っています。

●木村議長 久野議員。

●久野議員 自主財源はわかりましたが地方創生の交付金自体の見込み、展望はどうか。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 交付金については、既存の事業の単純な継続は認められないと国からはっきり伝えられております。しかしこの3年間事業を行って、新たな課題、発展的な事業については認めるということですので、穴のないように交付金の申請ができるように体制を整えていきたいと思っております。

●木村議長 他、ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 今の実施状況とは関係ないですが、今後の第二期に向けて総合戦略に関して、各地域の人口減少に取り組んでいる課題について、第一期にいろいろな取り組み成果が顕著に出ている部分、出ていない部分分かる環境だと思っております。

介護マンパワーや地域人材に関わると思うので、移住もどこでもやっている移住ではなく、知床だからできる他所から入ってくる人たちに目を向けてもいいのではないかと。元々ここに住んでいる方ではなく、ここに住み着いて結婚し、奥さんと一緒に来た方が、介護の資格を持っていたり介護現場で働いたり、子育ての中でやってくださる例がここ10年でよく目にします。そういう方々が今子育て中であっても、子育てが終わったらまた介護の現場に戻るとか、子どもの関係のところに行くつもりの方が子育てをしている。

潜在的に外から介護だけで引っ張ってくるのは難しいと思っておりますが、交流人口だけでなく、ここに定着する方が他所から人を有機的に結婚や友達、知り合っという形で来ている方が斜里町では多いと思っておりますし、ここで暮らしたい、仕事をしたいという思いはあるかもしれませんが、先に町長が言ったような潜在的な知床ファンがあり、次はこの自然環境の中で生活したいという方が多いと思っております。情報を出すと、全然会ったことも無い方からコメントが来たりもします。この強みは他の町にはなかなかない、知床だからこそある、長いこと続いていると思っております。私自身そうでしたし。

それを大事に掘り下げ、町の一つの人口減少の課題解決に他の町のようにお試し住宅があります、お試しでいっぱい来てくださいという取り組みではなく、誰もが来やすい定着しやすいような取り組みは、その人たちだけのためではなく、知床の自然のすばらしさと環境の良さを同時にアピールしていくと、結構定着するのではないかと思います。ウトロでは特にそういう状態があるのでぜひ第二期の総合戦略は、ある程度人口減少の歯止め、さまざまなマンパワーの確保も視野に入れることを望んでいますがいかがでしょうか。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 議員がおっしゃるとおり、この4年間、5年間の評価と実績、課題、今後に向けて、今のご意見を参考にさせていただき、二期目の策定に向けて進めていきたいと思っております。

●木村議長 他、ございませんか。久保議員。

●久保議員 知床観光で伺います。DMOという言葉が無くなったのですが、どこに行ったのか。

●木村議長 河井課長。

●河井商工観光課長 今のご質問ですが、31年度以降の方向性のところに、事業を継続的に担う推進団体等の設立に向け、と記載させていただいております。その上で、おそらく明日議題となる商工業の振興計画にDMOと類似の意味で地域プラットフォームという言葉を使っております。商工会での振興計画の策定論議の中で中心的な議論になった一つに、町づくり会社、地域商社といった言葉での議論が盛んに行われました。

ご存知のとおり、DMOというのは比較的観光に特化した組織ですが、商工会で別途そのような議論が起きたことで、守備範囲が少し広がった状況があります。観光協会のDMO論議と商工会の町づくり会社的な議論が並走しており、行政として両方を支えることは難しいという前提に立てば、何らかの形で両者の統合が必要だと思ひ、できるだけニュートラルな意味にするために地域プラットフォームという言葉で計画に落とし込んでおります。観光ブランディングに関しても、そういった組織化の動きを見据えどのような関わりを作っていくのか問われており、議員のご質問の意図そのものかと思ひます。

●木村議長 久保議員。

●久保議員 先ほどテレワークでも新しいビジネスの話も出ていましたが、今回テレワークで多くの人たちが来た。その人たちがいろいろな人脈や知識を持っていると、それを活用するのに、連携できないのかなど。どうも別々に表現されているので、私も随分たくさんの人に会いますが、いろいろな方法やアイデアを持っている人もいるものですから、観光というよりも商工会の人たちにどのようなテーブルがあるかわかりませんが、そのようなテーブルをきちんと作り、有志一同という立派な人たちが沢山いるのですが、むしろ商工観光の職に就いた人たちとテーブルを一緒にして起業するとか、そのために行政がどのような支援をできるのかと、具体的にになっていかないと3年も4年も数千万円使ってやったので、町民から見るとどこまで行っているのというのが本当のところだと思うので、その点今後のことでどのように考えていますか。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 議員がおっしゃると我々も同じ認識です。そう遠くない将来、テレワーク、ブランディングも含め、斜里町に同じような町づくり会社が二つも必要ないのではと思ひています。間違いなく一つで運営していくのが町にとってもベストだと思ひているので、そういったビジョンを持ちながら組み立てていきたいと思ひています。

●木村議長 他、ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 観光ブランディング事業について伺います。観光もそうですがさまざまな商品の開発に際し、地域ブランディングにどう取り組んでいくのかに当たって、斜里町は知床ブランディングに活用していく、開発を目指すというスタンスですが、例えば十勝などで考えると各自自治体でそれぞれの地域ブランドの商品開発を積極的に進める一方で、大きな十勝という枠の中でのブランディングの取り組みが全国に名をはせることにつながっていく気がするのです。

オホーツク振興局管内でもさまざまなオホーツクブランドという取り組みもありますが、オホーツクブランドと知床ブランドの、何らかの形で大括りの枠と、斜里町はその中で独自に取り進める位置づけがあつてしかるべきかと思うのですが、いかがでしょうか。

●木村議長 河井課長。

●河井商工観光課長 議員がおっしゃったとおり、十勝では遠方に対して広域で発信し、個別の商品に関しては自治体名をつけたりしてより差別化する動きがあることは承知しており、私どもの町ではどうしたらいいのかは、この間絶えず考え続けていることの一つです。悩ましいのはオホーツクと知床のブランドを比べたときに、おそらく知床のほうがブランド価値は高いだろうという観点があります。

一方でオホーツクのブランド化の動きも昨年度振興局を中心に進められましたが、現時点ではうちのブランディングのほうが先行しているというか、評価されているのかという認識があります。当面オホーツクブランドの動きは留意しますが、知床に専念をしたいと思います。その中で知床と斜里の関係が問われますが、基本的には知床を軸にしようとしているが、個別の商品には知床斜里という言葉にするなど留意はしており、一概にどうするのがいいのかは言えないのですが、ケースバイケースでブランドを使い分けていく必要があるかと思っています。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 農産物のばれいしょや豆類など十勝の場合は十勝産ということで大手の食品会社などが販売しているチーズや乳製品、飲料などにも、あえて十勝という名前を使って各乳業メーカーが販売しています。オホーツク圏では直接消費者が消費できるような豆類やばれいしょが実態としてはそれぞれのオホーツク産だという認識がなく、十勝産のばれいしょとして流通されている実態が実はあります。オホーツク産でなくてもいいのですが、知床産だとロットが小さ過ぎるという問題があります。そういうものを解決していく、地域ブランドの商品だということを全国にアピールしていくような取り組みが必要ではないかと思います。振興局との協議はどうか。観光でもいえることです。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 この間のオホーツク地域のブランド化、イメージ向上の取り組みについては、オホーツクA I、アイデンティティ協議会を立ち上げて取り組んできたところですが、昨年からはオホーツクイメージ戦略ということでオホーツク振興局の自治体一体となって、オホーツクのイメージアップに取り組んでおります。これは農産物や食品に特化したわけではなく、完全にイメージアップということで、カーリングのL S北見をイメージキャラクターとして取り組んでいます。

振興局における実務者会議の中でも、農産物やオホーツク地域の物を売り出すべきという議論がありました。例えば、乳製品や魚介類、畑作商品など、オホーツク地域は多岐に広がっています。何を売り出していくのか、一つ二つに絞れないという議論になり、モノ

ではなくイメージアップ、オホーツクというのはどういう地域かというイメージ戦略に現在取り組んでいるところです。質問の答えにはなっていないかもしれませんが、実務者レベルとしては、そういった会議でイメージ戦略に取り組んでいるという状況です。

●木村議長 他、ございませんか。ないようでございますので、以上をもちまして、地方創生総合戦略推進交付金事業等の実施状況と今後の取り組みについての質疑を終了いたします。

午後3時00分

◇ 庁舎耐震化改修工事の概要について ◇

●木村議長 次に、庁舎耐震化改修工事の概要について、説明を受けます。伊藤企画総務課長。

●伊藤企画総務課長 (庁舎耐震化改修工事の概要について 内容説明 記載省略)

●木村議長 説明が終わりましたので、ここで、質疑を受けたいと思います。ご質疑ございませんか。須田議員。

●須田議員 C案ですが、水回りの工事は含まれていないのですか、換気設備は入っているのですが。そのような関係はどうか。何でもいいのか。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 議員ご指摘のとおり、今回の改修工事については、水回りの部分は含めておりません。これは将来的な大規模工事の中で行う予定です。

●木村議長 須田議員。

●須田議員 近い将来という意味なのか。近い将来の内部改修とあるのですが、イメージがわからないのです。普通やるときは、並行してやると思うのですが。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 昨年9月にもご説明させていただきましたが、大規模工事については、それに向けて基金等を準備し、ある程度の体力をつけてから大規模改修を行うことになるという意味で近い将来と申し上げました。本来は同時に行うのがベストだと思いますが、体力がまだないもので、そういったものを蓄えてから行いたいと思っています。

●木村議長 他、ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 耐震で、梁の構造やスパンの状態などから庁舎の中で一番弱く、何かあった時に一番先に落ちるのはこの議場だと思っているのですが、いまの工法ではこの広いスパンを維持した状態で耐震補強がなされると考えていいのか。建てた時から当時の人も懸念を持ちながら図面を引いたのではないかと思うほど、スパンにずっと不安があります。それは解消されると捉えていいのでしょうか。

●木村議長 江本係長。

●江本建設係長 私から質問に答えさせていただきます。この議場につきましては、現在16ミリのブレース丸鋼、鉄筋みたいなものが複数箇所入っておりますが、今後は耐震設計する中で、L字型の鉄骨の梁に補強し、全面的に天井のブレースを補強する形で補強することにしております。一度天井を落とす形になり、全面的に補強します。

●木村議長 櫻井議員。

●櫻井議員 ここを保持するのにブレースを新たにということは、2方向で支えるという形の工法になっているのですか。

●木村議長 江本係長。

●江本建設係長 今補強の設計の中で考えているのは、天井面に水平ブレースを増設することで剛性を持つことを考えていますので、1方向と言いますか水平方向にブレースがついてくると考えています。

●木村議長 他、ございませんか。金盛議員。

●金盛議員 今回は主に壁面の補強ということで、水回りもしないということですから、当然、暖房、蒸気配管もいじらないということによろしいですか。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 暖房設備については、今回更新を行います。これは長寿命化改修工事として平成31年ボイラーおよび暖房工事ということで行います。

●木村議長 配管はどうなのか。江本係長。

●江本建設係長 暖房設備は、現在、南北の窓下の腰壁部分に暖房機が付いていますが、それらを撤去し改めて天井内に暖房設備を設け、吹き出す形で暖房設備を更新すると考えています。窓の設置が南北面に出てくることから、それに伴い暖房設備も支障になることから、それらを撤去し、改めて天井からの吹込みのタイプに更新すると考えています。

●木村議長 他、ございませんか。久保議員。

●久保議員 施設のこと、先ほど体力がないから時期を遅くして大規模にやるということで、一般的に二度手間になるのではという懸念が町民の中で非常に多い。特に建設業界にしても、お金が無いのに、わざわざ年数がかかってお金をかけるように見えるものだから、細かい設備のことで同じようなところを剥がす、めくるなどということはないと考えてよいのか、大規模工事のときに。

●木村議長 江本係長。

●江本建設係長 今のご質問ですが、現在設計を進めていく中で、そういった手戻りが生じないように進めるということで考えています。

●木村議長 久保議員。

●久保議員 なかなか、イメージできない。暖房は、天井だとわかりました。では水回りは、床なのか、壁なのか。

●木村議長 江本係長。

●江本建設係長 水回りにつきましては、トイレの中にパイプシャフトが入っており、給水と排水が集約されておりますので、今回耐震補強工事を行って外壁、窓を改修してもその部分については手戻りになるようなことはありません。

●木村議長 久保議員。

●久保議員 配線は。

●木村議長 江本係長。

●江本建設係長 配線につきましては、これから詳細にはなってきますが、取り回しが必要な部分については、当然取り廻して施工しなくてはいけないのですが、更新というところまではいかないと考えています。

●木村議長 久保議員。

●久保議員 今、マンションなども集合ダクトです。真ん中にあり、壁側には入っていない。マンションなども40年、50年すると外壁工事をやるから、その時に外壁側に入っていると全部めくるので、ほとんどエレベーターシャフトの横や真ん中に入っています。そのようにメンテナンスがしやすくなっているの、あまり心配しなくていいのかと思いますが、素人からするとそのことを気にする町民の意見がたびたび聞こえるので、確認しています。

●木村議長 江本係長。

●江本建設係長 そういったご心配のご指摘もありますが、廊下の天井等に配線関係も集約化して可能ではないかと考えているので、外壁面を壊すときに、さらに配線配管をいじらなければならないということがない形での計画を進めていきます。

●木村議長 金盛議員。

●金盛議員 今のところはC案ということで北側の壁にPCフレームを取り付けるということですが、一面の補強で、例えば南側の壁や内部の壁なども全て支えられる、負荷を吸収できるということでしょうか。内部の壁などは一切いじらない、床もいじらないということでしょうか。この面だけで揺れなどには持つということですか。

●木村議長 江本係長。

●江本建設係長 現在北側のみの補強でもIS値をクリアできると考えておりますし、実績としても、近隣では清里町役場でも片面のみで補強している部分がありますので、補強に関しては片面であっても全く問題ないと考えております。

●木村議長 他、ございませんか。佐々木議員。

●佐々木議員 今の質問に関連しますが、C案の補強部材の柱、梁接合のところで、A、Bも一緒かもしれませんが、C案は北側のみで地震時に接合部がアゴを中心に回転し、地震エネルギーを吸収し衝撃をやわらげるとありますが、素人の考え方は、北面のみだと東西方向の横揺れはわかるのですが、これでも南北方向の横揺れに効くものでしょうか。

●木村議長 江本係長。

●江本建設係長 こちらにつきましては、補強フレーム自体が揺れに関して吸収できる実験結果もあり、うまく説明できないのですが、説明書きにあるとおり補強工法についてはブレース工法ということで南北についても補強が可能であると評価されています。

●木村議長 佐々木議員。

●佐々木議員 確認ですが、和らげるのは東西方向で、南北方向の横揺れは、ブレースで和らげるのではなく強度を出すということですか。

●木村議長 江本係長。

●江本建設係長 すみません、I S 値というのは、建物全体の耐震性能を評価しているのであって、東西方向がいくつ、南北方向がいくつなど、そういった値は出てこないものです。こういった工法で補強することによって、全体の目標 I S 値をクリアできるという工法選択になっています。

●木村議長 佐々木議員。

●佐々木議員 私も言葉が足りなかったのですが、強度ではなくて純粹に先ほど言った欄の説明から言うと地震エネルギーを吸収し衝撃を和らげるのは、横揺れという東西方向だけの印象を受けるのですが、衝撃を和らげるという能力自体は東西方向のみということなのですか、強度とは関係なく切り離して考えたときに。

●木村議長 江本係長。

●江本建設係長 以前議会に、耐震診断の結果を示したのですが、東西方向についてはこの建物は弱いということで、南北方向については強いという結果になっています。

●木村議長 他、ございませんか。ないようでございますので、以上をもちまして、庁舎耐震化改修工事の概要についての質疑を終了いたします。

ここで、休憩をいたします。再開を3時45分といたします。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時45分

◇ 第6次斜里町総合計画実施計画書について ◇

●木村議長 休憩を解き、全員協議会を開きます。次に、第6次斜里町総合計画実施計画書について、説明を受けます。それでは説明をお願いいたします。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 (第6次斜里町総合計画実施計画書について 内容説明 記載省略)

●木村議長 説明が終わりましたので、ここで、質疑を受けたいと思います。ご質疑ございませんか。久野議員。

●久野議員 16ページの公営住宅の整備推進で、ここに書いていないのですが、新光南住宅の除却を含めてのこれからの整備計画があればお聞かせください。

●木村議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 町営住宅の再生整備計画についてのご質問ですが、今回示している町営住宅の再生整備計画では新光南は含まれておりません。今後の計画につきましては、現在基本としている斜里町町営住宅等長寿命化計画で、平成22年度から31年度までの期間の計画とさせていただいております。次の計画は32年度以降策定の方向です。これについては来年度、31年度に検討協議させていただくことになります。

なお、全体的な方向としてはこれらの計画の策定にあたり、国や道も関係してくるので道でも協議させていただきますが、国の考えとして公営住宅は縮小傾向という現状です。他方、現在の斜里町の公営住宅の状況も、数値を持っていませんが、空きが非常に増加している状況にあり、これらを踏まえて老朽化してきた住宅から、一部縮小ないしは廃止という判断が出てこざるを得ないかと考えています。いずれにしても来年度の検討とさせていただきたいと思います。

●木村議長 久野議員。

●久野議員 新光南の除却や計画について31年度決まってくるということですね。同じく、空き家住宅の利活用の促進ということで16ページですが、空き家対策事業、これはどのような展開をやっていかれるのでしょうか。

●木村議長 荒木課長。

●荒木建設課長 空き家の住宅に関しては昨年度までに斜里町全域にわたってどのような状況か調査を行い、今後の方針としては、近隣市町村を含めて解体や解体にかかる補助など入ってきているので、他の町村や国の動向を見極めて今後その方向で進めていきたいと考えています。

●木村議長 久野議員。

●久野議員 ということは、あまり程度の酷いものは解体も含めて町費を投入してやるという考えもあるということですか。

●木村議長 荒木課長。

●荒木建設課長 現在のところ町費を投入してやるという考えはございません。

●木村議長 久野議員。

●久野議員 先日川湯では、ホテルの景観が大変見苦しいので壁がはがれているホテルを町でやると出ていましたが、町費を使わないでやるという考えであればどのような方策を考えているのかお聞かせ下さい。

●木村議長 荒木課長。

●荒木建設課長 現在、全道的にも全国的にも老朽化している空き家住宅に関して、今おっしゃった弟子屈では町費を入れてやっている。近隣の市町村を含めて、オホーツク管内では、解体の助成をするというのは今のところ出てきていますが、全額町費でやるというのは出てきておりませんで、全国、全道的な情勢も含めて、今後の動向を見極めて検討していきたいと思います。

- 木村議長 久野議員。
- 久野議員 28ページの学校ICTの予算がかなりつけられています、今後各学校にどのような展開をされていくのかお聞かせください。
- 木村議長 菊池課長。
- 菊池生涯学習課長 学校ICTの関係のご質問にお答えいたします。学校のICTの整備は、ほぼ一区切り終わったのかと思います。あと、若干の学校で、先生用のパソコンと、パソコン教室のパソコンの入れ替えを計画していますが、大きな金額がかかりますので順番なども計画的に進めていこうと思います。粛々とできるところから進めていこうと思っています。
- 木村議長 久野議員。
- 久野議員 緊急性を要する順番などわかっているのでしょうか。
- 木村議長 菊池課長。
- 菊池生涯学習課長 特段緊急性のあるところは、ICT機器については終わったかと思えます。繰り返しですが、あとはパソコン教室等々が更新できればと思っています。
- 木村議長 他、ございませんか。若木議員。
- 若木議員 30ページの図書館空調機器及び冷温水機というのがありますが、これは新設の図書館の整備をされるということでしょうか。
- 木村議長 南出館長。
- 南出図書館長 こちらにつきましては、新しい図書館の物を想定しておりまして、建物が5年経過したところで、中に入っている不凍液が5年以上経つと劣化してくるので、その更新を考えているところです。
- 木村議長 若木議員。
- 若木議員 財源がその他になるのですが、これは何になるのでしょうか。
- 木村議長 南出館長。
- 南出図書館長 こちらは公共施設整備基金を今、考えております。
- 木村議長 他、ございませんか。宮内議員。
- 宮内議員 新たなごみ処理に関わる計画について、現在の施設が平成20年に計画され使用期間の15年間は間もなく来るわけです。新たな計画づくりにあっては、基本となる地域計画を、近隣町村との調整を図るという段取りがあると思うのですが、相当早くから着手しないと後追いになってしまうことになりかねません。それら地域計画も含めた事業の推進に関わる予定はどのように位置づけているか伺います。
- 木村議長 増田課長。
- 増田環境課長 基本計画の策定につきましては、かなり早い段階から準備が必要だと考えております。まず、来年度から現計画の総括、いろいろな課題、総括を始めていきたいと思っています。

- 木村議長 宮内議員。
- 宮内議員 今の質問に含まれていると思いますが、地域計画というのは斜里町だけの計画にはとどまらないわけです。振興局の認可を経て国の承認も得ていく手続きになるわけですから、地域計画づくりにおいて近隣町村との調整を進めていかないと、斜里町の計画の具体化ができてこないことになろうかと思うのですが、近隣関係町村との調整はどうでしょうか。
- 木村議長 増田課長。
- 増田環境課長 そのことも含めて、今後5年間検討もしていくことになるかと思います。
- 木村議長 他、ございませんか。櫻井議員。
- 櫻井議員 なかなか聞く場所が無いのでここで伺いたいことがあります。33ページの一番下から2番目、旧図書館横空家撤去事業で、旧図書館という呼び名があります。一方博物館では、旧役場庁舎保存活用事業とあります。これは庁舎の中でこれを使い分ける、理由などあるのでしょうか。前年までは、新図書館、旧図書館という呼び方もあるのですが、どちらで呼べばいいのか伺います。
- 木村議長 村上館長。
- 村上博物館長 博物館の立場からお答えしますが、ご存知のとおり旧図書館はかつて旧役場庁舎として使われており、呼び名が確かに定まっていないところはあるのですが、博物館としては役場庁舎として使われてきたという歴史を重視して旧役場庁舎という呼び方をしております。名前の統一がまだとれていないところはおっしゃるとおりです。
- 木村議長 櫻井議員。
- 櫻井議員 これからは旧役場庁舎と言っていいのでしょうか。管理がそうなのですね。
- 木村議長 村上館長。
- 村上博物館長 博物館としては旧役場庁舎という呼び名を使っていますが、庁舎内でそれを統一という話がまだ出ていませんので、今後それは調整していきたいと思います。
- 木村議長 北部長。
- 北総務部長 少し整理させていただきたいと思います。議員が引用された、図書館横の空き家というのは、図書館に使っていたものではありません。博物館では、図書館に使っていたものを旧役場庁舎と言っていきたいということで、物が違うので、誤解を与えるかと思いますが。
- 木村議長 櫻井議員。
- 櫻井議員 旧図書館横空き家が図書館でないことはわかっています。呼び方として、旧図書館というのは旧役場庁舎のことですね、という意味です。その呼び名が、二つ予算の中に出てくるわけで、正式にどういう形で統一されて使えばいいのか。正式に使うということは今後の指定文化財保護事業費に入っている中で、館長がおっしゃったように旧役場という形で歴史的な部分を使っていきたいのであれば、そのようにしていくべきだと思う

のですが、何か意味があって旧役場庁舎の呼び名を使い分けしているのかということで伺いました。

●木村議長 岡田部長。

●岡田教育部長 今、ちょうど並列して使っており、直近までは図書館として使ったということでは旧図書館であり、今も最低限の維持管理は図書館で担っている状況です。草刈りなどの管理は図書館が引き継いで行っていますが、今後、旧図書館を一定の価値があるということで保存活用していくことになれば、旧図書館としての価値というより、旧役場庁舎としての価値となりますので、保存活用するとなればそちらの名称に移行していくことになるかと思えます。

●木村議長 他、ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 歳入に関わって伺いますが、斜里町に関わらず、地域おこし協力隊の人たちに対して、後付けにはなりますが国からの特別交付金が交付される制度だと思えます。その歳入はこの収支計画の中では反映されていますか。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 今のご質問ですが、地域おこし協力隊に関わる交付金については、特別交付税の中に入っています。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 当然入れてよいと思うのですが、例えば博物館においても、農業用の施設の展示場として新たに旧朱円小学校を活用していく計画、事業が表記されていますが、当然ながら人材の確保やそのための費用が関わってきます。そういう中で、地域おこし協力隊を積極的に各分野における人材確保として位置付けていいのではないかと。歳入の裏付けも一定程度あるわけですから、位置付けるべきだと思うのですがいかがでしょうか。

●木村議長 伊藤課長。

●伊藤企画総務課長 地域おこし協力隊の活用につきましては、この間庁舎内部で取りまとめを行い、一定程度整理をしましはテレワーク事業に現在活用をしています。その後、取りまとめを行っているわけでもなく、原課から新たな申し出もなく取り組んではいませんが、この間、受け入れを整えるような就業規則など、全て整備をしており、財源の裏付けもあることから、いつでも活用できるような状況は整えているので、原課と調整しながら整えていければと考えているところです。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 農業用の展示物の施設に関わって特に聞きますが、朱円に桜園もあるわけです。桜園に関わる維持管理が一つの事業として新たに発生してくると思うのですが、それはこの計画の中ではどこに位置付けられているのですか。

●木村議長 村上館長。

●村上博物館長 博物館事業費の中の、農業資料等収蔵施設整備事業という31ページの

中に桜園の管理費も入っており、例えば専門家への委託料や、作業員の賃金などが含まれております。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 現実には桜園の管理も、弘前市の桜公園の管理では本数に対する維持管理費用はかなり高額にかかるのです。例えばそういうものに、必要な人員の確保などを地域おこし協力隊に協力を求めるという考え方は持っていないのでしょうか。

●木村議長 村上館長。

●村上博物館長 現状では、今年7月に弘前から樹木医の方に来ていただいている見ただき、地元で造園業をされている専門の方がこれまでの経験をもとに作業を進めている段階にあり、実際に今年も少し作業を進めてはいますが、例えばその時に賃金で雇った作業員と一緒に作業をしており、一度に全ての作業を今年や来年にというよりは少しずつ進めながら、うまくいくかどうか様子を見ながら進めているところで、今後さらに人手が多くいたほうが良いとなれば、宮内議員がおっしゃったようなことも検討していきたいと思うのですが、現状ではスタート時点ですので少しずつ様子を見ながら、という段階になります。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 博物館に限ったことではないのですが、新たな外部からの人材の確保、導入は、地域におけるさまざまな活動に対する刺激や、応援するという役割も果たすので、何度も申しますが博物館に限ったことではなく、財源の後付けにはなるかもしれませんが、国からの交付金制度もあるので、各担当の皆さんに、ぜひ積極的な対応をしていただきたいと思います。

●木村議長 村上館長。

●村上博物館長 いただいた意見を踏まえて、今後検討させていただきたいと思います。

●木村議長 他、ございませんか。ないようでございますので、以上をもちまして、第6次斜里町総合計画実施計画書についての質疑を終了いたします。

以上で、本日の全員協議会を閉じます。

午後4時34分